

◎ 防災センターの設置指導指針☆

1 適用範囲

規則第12条第1項第8号ハ（各消防用設備等において準用する場合を含む。）の規定及び当該規定により、消防長が指定する総合操作盤が必要とされる防火対象物とする。

- (1) 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 延べ面積が50000㎡以上の防火対象物
 - イ 地階を除く階数が15以上で、かつ、延べ面積が30000㎡以上の防火対象物
 - ウ 延べ面積が1000㎡以上の地下街
- (2) 政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10000㎡以上の防火対象物
 - イ 地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が20000㎡以上の防火対象物
 - ウ 地階の床面積の合計が5000㎡以上の防火対象物
- (3) 政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物のうち、地階を除く階数が11以上かつ延べ面積が10000㎡以上のもの、又は地階の床面積の合計が5000㎡以上の防火対象物で、次に掲げる消防用設備等を1以上設置するもの
 - ア 政令第12条第1項又は条例第43条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備
 - イ 政令第13条第1項又は条例第44条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式のものを除く。）、不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式のものを除く。）及び粉末消火設備（移動式のものを除く。）
 - ウ 政令第28条第1項の規定に基づく排煙設備

2 防災センターの位置

- (1) 防災センターは、原則として避難階に設置すること。ただし、外部から容易に出入りできる位置とした場合は、避難階の直上階若しくは直下階とすることができるものとする。
- (2) 消防活動を容易にするため、非常用エレベーター及び特別避難階段へ他の居室等を経由することなく到達できること。
- (3) 防災センターへの消防隊進入路は、在館者の避難経路と分離し、その壁、柱及び床は耐火構造とすること。
- (4) 防災センターの出入口は、消防車が容易に接近できる位置とすること。

3 防災センターの構造等

- (1) 水が侵入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。

- (2) 消防用設備等の監視、操作等及び災害時の活動拠点として必要な広さを確保すること。(防災設備等の据付けに要する面積を除き、概ね40㎡以上とすること。)
- (3) 壁、柱及び床を耐火構造(主要構造部が耐火構造以外の防火対象物にあつては、不燃材料とする。)とし、室内に面する壁、柱及び天井の仕上げを不燃材料としたものであること。窓及び出入口にあつては、防火戸(出入口にあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するものに限る。)が設けられていること。
- (4) 防災センター内の仕上げは、不燃材料とすること。
- (5) 防災センターの換気、暖房及び冷房設備は専用とすること。
- (6) 消防用設備等の監視及び操作に支障のない照度が確保されるように、非常用の照明装置を設けること。
- (7) 防災センターの入口の見やすい箇所には、防災センター等である旨を表示した標識を設けること。